

福島県における認定農業者に対する支援措置（令和8年度）

【1 経営改善のための支援】

（1）農業経営・就農支援センターによる支援

支 援 内 容	<p>経営改善を図ろうとする認定農業者及び集落営農組織等に対し、経営に係る研修会の開催等による情報の提供、外部民間専門家（税理士、中小企業診断士等）による個別の経営相談・経営診断、法人化等の支援を行います。</p> <p>また、就農等に関する相談対応、希望に応じた市町村等関係機関への紹介・調整等の新規就農支援を実施します。</p>
構 成 団 体	県、県農業振興公社、県農業会議、JA福島中央会、県担い手育成総合支援協議会、JA福島担い手サポートセンター、県農業共済組合、県土地改良事業団体連合会、日本政策金融公庫福島支店、うつくしまふくしま農業法人協会、ふくしま農山漁村発イノベーションサポートセンター、県よろず支援拠点、県中小企業診断協会、県中小企業団体中央会、県指導農業士会、福島イノベーション・コースト構想推進機構、福島相双復興推進機構
問 合 せ 先	農業担い手課 024-521-7381

（2）新風を吹き込む！チャレンジ農業者応援事業

支 援 内 容	<p>（1）チャレンジ農業者応援事業</p> <p>県内（地域内）で本格的な生産実績がなかった作物の栽培や、生産性向上のための先駆的な技術の導入などの取組に要する経費を補助する。</p> <p>（2）新ビジネス等チャレンジ応援事業</p> <p>新規就農者（就農6年目以降10年未満）による新品目の導入や、認定農業者による経営品目の大幅転換等の取組に要する経費を補助する。</p> <p>（3）企業等農業参入支援事業</p> <p>企業等による農業参入に向けた取組を支援する。</p>
実 施 主 体	<p>（1）、（2）認定農業者、認定新規就農者、任意組織（農業者で構成し、規約があり活動実績が1年以上の組織）等</p> <p>（3）新たに農業分野に参入する企業、県外の農業法人等</p>
補 助 率	<p>（1）定額、上限300万円</p> <p>（2）1/2以内、上限150万円</p>

	(3) 1 / 2 以内、上限 400 万円
問 合 せ 先	農業担い手課 024-521-7381

(3) チャレンジふくしま認定農業者支援事業

支 援 内 容	認定農業者の確保・育成、農業経営改善計画の達成のため、福島県認定農業者会が行う優良農業者を招へいした研修会の開催や現地研修の実施を支援します。
実 施 主 体	福島県認定農業者会
補 助 率	定額
問 合 せ 先	農業担い手課 024-521-7381

(4) 第三者認証GAP等取得促進事業

支 援 内 容	農産物の安全性を客観的に説明できる第三者認証GAP等の認証取得に係る経費を補助します。 【補助内容】 審査費用、分析費用など認証取得に要する経費
実 施 主 体	農業者、農業法人、出荷団体等
補 助 率	定額
問 合 せ 先	環境保全農業課 024-521-7342

(5) 農業近代化資金

支 援 内 容	意欲と能力を持つ農業を営む者等に対し、経営改善に必要な施設資金等を円滑に融通するため、県が農協等融資機関に利子補給措置を講ずることにより、長期かつ低利の資金を融資します。 また、原子力災害被災 12 市町村の被災農業者等（営農を再開し 2 年を経過した者等）に対しては、利子補給とともに、借受者が福島県農業信用基金協会に支払う債務保証にかかる保証料の一部を補助します。
貸 付 対 象 者	認定農業者、主業農業者、集落営農組織 等
貸 付 限 度 額 等	○一般資金 【貸付限度額】個人 1,800 万円、法人 2 億円、農業参入法人 1 億 5 千万円 【償還（据置）期間】15 年以内（7 年以内）、資金用途により異なります。 ※原発事故の影響を受け営農再開する被災農業者等は、償還（据置）期間がそれぞれ 3 年間延長されます。（国の特例措置） 【融資率】認定農業者 100%、集落営農組織 100%（貸付額 3,600 万

	<p>円まで)、その他 80%</p> <p>【貸付利率】 2.50%</p> <p>(令和 8 年 1 月 20 日現在。※償還期限、融資時期により変動します。)</p> <p>※地域計画に位置付けられた認定農業者は、貸付当初 5 年間金利負担軽減措置(国の特別措置、最大 2%、以下同じ。)を受けられます。</p> <p>※上記に加え、規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に取り組む地域計画に位置付けられた認定農業者は、貸付当初 5 年間の金利負担軽減措置、その後償還終了時(最大 15 年間)まで、償還期限に応じて(6)のスーパー L 資金の貸付利率と同水準で融資が受けられます。</p> <p>※原子力災害被災 12 市町村の者(営農再開 2 年以内の者)は、最長 18 年間の無利子化措置を受けることができます。(国の特例措置)</p> <p>【保証料補助】</p> <p>※地域計画に位置付けられた認定農業者は、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料が貸付当初 5 年間免除されます。(国の特別措置)</p> <p>○復興資金(県独自)</p> <p>【貸付限度額】 一般資金に同じ</p> <p>【償還(据置)期間】 15 年以内(7 年以内)、資金用途により異なります。</p> <p>【貸付利率】 一般資金に同じ</p> <p>【保証料補助】 保証料の 1 / 2</p> <p>※一括前取方式を選択する場合のみ対象です。</p> <p>◇無担保・無保証人によるクイック融資</p> <p>一定の要件を満たす認定農業者又は集落営農組織が営農活動に伴い緊急に必要とする小口資金(1 回当たり 500 万円以内)について、借入申込希望書の受理から 6 営業日以内に無担保・無保証人での融資の可否を判断する制度が設けられています。</p>
問 合 せ 先	農業経済課 024-521-7349

(6) 農業経営基盤強化資金(スーパー L 資金)

支 援 内 容	認定農業者に対して、農業経営改善計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るために必要な長期低利資金を株式会社日本政策金融公庫が融資します。
貸 付 対 象 者	認定農業者

貸付限度額等	<p>【貸付限度額】個人3億円（特認6億円）、法人10億円（特認30億円）※経営の安定のために利用する場合：個人6,000万円（特認1億2,000万円）、法人2億円（特認6億円）</p> <p>【償還(据置)期間】25年（10年）以内</p> <p>※原発事故の影響を受け営農再開する被災農業者等は、償還(据置)期間がそれぞれ3年間延長されます。（国の特例措置）</p> <p>【貸付利率】1.55%～2.50% （令和8年1月20日現在。※償還期限、融資時期により変動します。）</p> <p>※地域計画に位置付けられた認定農業者は、貸付当初5年間金利負担軽減措置(国の特別措置、最大2%)を受けられます。</p> <p>※原子力災害被災12市町村の者（営農再開2年以内の者）は、最長18年間の無利子化措置を受けることができます。（国の特例措置）</p> <p>◇無担保・無保証人によるクイック融資 一定の要件を満たす認定農業者が営農活動に伴い緊急に必要とする小口資金（1回当たり500万円以内）について、借入申込希望書の受理から6営業日以内に無担保・無保証人での融資の可否を判断する制度が設けられています。（経営の安定化（負債の整理など）は除く）</p>
問 合 せ 先	(株) 日本政策金融公庫福島支店 024-521-3328

(7) 農業経営促進資金（スーパーS資金）

支 援 内 容	認定農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るために必要な低利運転資金を、農協等民間金融機関を活用し、借りやすく返しやすい方法で融通します。
貸 付 対 象 者	認定農業者
極度額の上限等	<p>【極度額の上限】個人500万円、法人2,000万円 （畜産又は施設園芸を含む経営の場合は、個人2,000万円、法人8,000万円となります。）</p> <p>【償還期間】1年以内（当座貸越は1年程度） （ただし、農業経営改善計画期間中は極度額の範囲内で借換え可能）</p> <p>【貸付利率】1.90%（令和8年1月20日現在）</p> <p>※当座貸越方式の場合、年0.5%の範囲内で加算される場合があります。</p>
問 合 せ 先	農業経済課 024-521-7349

【2 経営規模拡大のための支援】

（1）農地中間管理機構事業

支 援 内 容	<p>農地中間管理機構を通じた認定農業者等への農地の集積・集約化を促進する。</p> <p>1 農地中間管理事業（貸借の支援） 農地中間管理機構の中間保有・再配分機能（出し手農家から農地の借入れ→中間保有→担い手農家への貸付け）を生かし、認定農業者等へ農地の集積・集約化を行います。</p> <p>2 農地売買等支援事業（売買の支援） 農地中間管理機構の中間保有・再配分機能（出し手農家から農地の買入れ→中間保有→担い手農家への売渡し）を生かし、認定農業者等へ農地の集積・集約化を行います。</p>
問 合 せ 先	農業担い手課 024-521-7381

（2）産地生産力強化総合対策事業

支 援 内 容	<p>産地育成整備事業</p> <p>1 園芸作物支援対策</p> <p>（1）新規園芸品目導入支援事業 水稲から園芸品目への転換促進や永年性作物の初期生産資材への助成（果樹を除く）など、市町村、JA等が主体となった新規栽培者の確保・定着の取組を支援する。</p> <p>（2）省力化支援事業 水田の活用や契約出荷の取組など、作付面積の拡大や、出荷量増加を図るための省力機械等の導入を支援する。</p> <p>（3）生産力強化支援事業 生産量・品質の向上により産地の販売額向上を図るための施設化や高品質安定生産を図るための装置等の導入、水源確保を支援する。</p> <p>2 土地利用型作物支援対策 大豆、麦、そば、なたね等、飼料作物及び主要農作物（水稲・麦・大豆）種子の生産について、低コスト化、高品質化及び生産拡大を図るための取組に必要な機械・機器等の導入について補助する。</p>
実 施 主 体	1（1）市町村、農業公社、農業協同組合、地域農業再生協議会、農業法人、営農集団等

	<p>1 (2)、(3) 市町村、農業協同組合、営農集団、農業法人等</p> <p>2 市町村、農業公社、農業協同組合、営農集団、農業法人等</p>
補助率	<p>1 (1) 1/3以内、4/10以内</p> <p>ただし、新たに園芸品目を導入する場合は補助率1/2以内</p> <p>また、野菜及び花きの永年性作物（定植初年目に収益が上がらないアスパラガス、りんどう等の品目）を新規導入する場合の初期生産資材は定額とする。</p> <p>1 (2) 1/3以内</p> <p>ただし、以下の①又は②の条件を満たす場合は補助率4/10以内</p> <p>①事業実施年度において、加工業務用として契約出荷を行っている場合又は契約出荷を新たに行う場合</p> <p>②導入機械の受益農地に水田が30a以上含まれる場合</p> <p>1 (3) 1/3以内</p> <p>2 1/3以内</p>
問合せ先	園芸課 024-521-7355

(3) 地域特産活用産地づくり支援事業

支援内容	<p>(1) 生産振興事業</p> <p>ア 整備事業</p> <p>新規導入及び規模拡大等に必要な初期生産資材、施設及び付帯設備、機械等の導入に要する経費を支援</p> <p>イ 種子確保事業</p> <p>(ア) 採種促進支援</p> <p>県育成品種及び在来品種の採種を行う取組に対する支援</p> <p>(イ) 種子供給体制整備</p> <p>県育成品種の実種維持及び採種ほの設置</p> <p>ウ 技術向上支援事業</p> <p>新たな栽培技術の普及に必要な栽培マニュアルの作成、研修会等の開催、協議会の運営等による新規栽培者の確保、規模拡大促進、種苗供給体制の整備、生産組織等の育成</p> <p>エ 生産技術確立支援事業</p> <p>「2年もの」のおたねにんじんを低コストで安定的に栽培できる技術の確立</p>
実施主体	(1) ア 市町村、地域農業再生協議会、営農集団、認定農業者等

	イ（ア）採種に取り組む農家 イ（イ）県 ウ、エ 県
補 助 率	（１）ア 初期生産資材の導入は定額、 施設及び付帯設備、設備、機械等の導入は 1 / 2 以内 （１）イ 定額（1 a あたり 60 千円）
問 合 せ 先	園芸課 024-521-7355

（４）中核酪農家生産基盤強化事業

支 援 内 容	乳用牛の飼養頭数の増加及び 1 頭当たりの生乳生産能力の向上のため、乳用初妊牛の導入及び高能力乳用雌牛への転換を支援する。
実 施 主 体	県内畜産団体
補 助 率	定額、1 / 2 以内
問 合 せ 先	畜産課 024-521-7365

【3 生産基盤・機械・施設整備の支援】

(1) 担い手づくり総合支援事業

支 援 内 容	<p>地域の中核となる担い手が農業用機械等を導入する場合、経費の一部を支援します。</p> <p>【補助メニュー】</p> <p>1 融資主体型補助事業 集落営農組織、認定就農者を含め、地域の中核となる担い手が融資を活用して、農業用機械等を導入し、経営改善・発展に取り組む場合に、当該整備事業費に係る融資残の自己負担部分について助成を行う事業</p> <p>2 条件不利地域型補助事業 経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体を育成するため共同利用機械等の導入を支援する事業 《条件不利地域》 下記のいずれかに該当する地域 ①農家1戸あたりの平均農地面積がおおむね0.5ha未満であり、かつ農地面積が0.5ha未満の農家がおおむね5割以上を占める地域 ②販売農家に対する副業的農家の割合が7割以上の地域であって、かつ主業農家の割合が1割以下の地域 ③地形型条件等から事業実施主体が認める地域</p> <p>3 地域農業構造転換支援事業 地域計画の目標集積率が6割以上等の地域において、地域の中核となる者に対し、経営改善に必要な農業用機械・施設の導入を支援する。</p>
実 施 主 体	市町村、県
補 助 率	<p>1 融資主体型補助事業 融資残額（事業費の3/10以内）上限額3,000千円</p> <p>2 条件不利地域型補助事業 1/2以内（農業用機械は1/3以内）上限額40,000千円</p> <p>3 地域農業構造転換支援事業 3/10以内 上限額 個人15,000千円、法人30,000千円</p>
問 合 せ 先	農業担い手課 024-521-7381

(2) 地域計画策定・実現加速化支援事業

支 援 内 容	1 地域計画担い手確保支援事業 (1) 通常タイプ 目標地図に位置付けられる担い手等が、経営規模の拡大等を行う場合に、農業用機械・施設の導入に必要な経費の一部を支援します。なお、新品目や新技術の導入等を伴う場合は補助率を上乗せします。 (2) 経営継承タイプ 第三者継承により新たに地域の担い手となる者に対し、継承した機械の整備費用のほか、技術継承に係る費用を支援します。
実 施 主 体	市町村
補 助 率	(1) 3/10 以内、4/10 以内 上限額 1,800 千円、2,400 千円 (2) 1/2 以内、定額 上限額 1,800 千円、3 万円/月
問 合 せ 先	農業担い手課 024-521-7381

(3) 被災地域農業復興総合支援事業（福島再生加速化交付金）

支 援 内 容	東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等により住民が避難したこと等で復興・再生に遅れが生じている地域において、福島県又は市町村が策定する計画に掲げられた農業復興を実現するため、市町村又は農業者団体が実施する農業用施設、卸売市場施設の整備及び農業用機械の導入を総合的に支援します。 【交付対象】 ○生産・加工・流通・販売に必要なハウス、水耕栽培施設、育苗施設、乾燥調整貯蔵施設、処理加工施設、集出荷施設等の農業用施設 ○トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械 (※農業用機械施設補助の整理合理化通知は適応されない。)
事業実施主体及び助成対象者	1 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村） 2 農業者団体
補 助 率	1 12 市町村 3/4 以内（補助残は別途特別交付税措置予定） 2 農業者団体 34/40 以内
問 合 せ 先	農業振興課 024-521-7336

(4) 福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業（うち原子力被災12市町村農業者支援事業、福島県高付加価値産地展開支援事業）

支 援 内 容	<p>1 原子力被災12市町村農業者支援事業</p> <p>原子力被災12市町村における営農再開等を促進することを目的に、被災12市町村において、営農再開等を行う場合に必要となる農業用機械、施設等の導入の取組に必要な経費を支援します。</p> <p>【補助対象経費】</p> <p>ア 農業用機械等の導入に要する費用</p> <p>イ 施設（パイプハウス、畜舎等）の整備等に要する費用</p> <p>ウ 上記イの整備にあたり必要な撤去費用</p> <p>エ 果樹の新植・改植、花き等の種苗等の導入に要する費用</p> <p>オ 家畜の導入</p> <p>【補助対象経費の上限額】</p> <p>1,000万円</p> <p>ただし、市町村が策定する復興計画等に沿ったものとして市町村が事前に確認したものについては、上限額3,000万円</p> <p>2 福島県高付加価値産地展開支援事業</p> <p>原子力被災12市町村の営農再開の加速化に向け、生産と流通・加工等が一体となった高付加価値産地を創出するため、産地の核となる拠点事業者向けの農産物生産に必要な農業機械のリースや省力かつ儲かる生産体系構築に向けた調査・検証、人材の確保育成等に必要な経費を支援します。</p> <p>【事業メニュー】</p> <p>ア 農業機械等のリース導入</p> <p>イ 高収益作物の導入・新たな栽培技術及びICTの導入に向けた実証</p> <p>ウ 規格の統一や効率的な出荷体制の構築に向けた検証</p> <p>エ 大豆、麦及び土地利用型園芸作物の輪作体系の実証</p> <p>オ 耕畜連携・コントラクターの育成支援</p> <p>カ 人材確保・育成</p>
事業実施主体	<p>1 被災12市町村において、営農再開や規模拡大、新規作物の導入を行う農業者等（農業者、集落営農組織、農業法人等）</p> <p>2 農業者の組織する団体等</p>
補 助 率	<p>1 補助対象経費の3/4以内（果樹の新植・改植、家畜の導入には補助金額の上限があります。）</p> <p>2 機械等リース 国3/4以内、県9/40以内</p>

	機械等リース以外 定額 (家畜の導入は上限単価あり)
問 合 せ 先	農業振興課 024-521-7336

(5) 環境にやさしい農業拡大推進事業

支 援 内 容	有機農産物等の生産体制を整備し、付加価値の高い有機農産物の供給拡大を進めるため、生産規模や品目の拡大、出荷の安定化を目的に有機農業に取り組む農業者等が共同で利用する施設・機械の導入に必要な経費を支援します。
実 施 主 体	農業者が組織する団体等
補 助 率	1 / 2 以内 (補助金上限額 1,000 万円)
問 合 せ 先	環境保全農業課 024-521-7453

(6) 果樹経営支援対策事業 (うち整備事業)

支 援 内 容	<p>果樹産地協議会が作成した果樹産地構造改革計画において、担い手に位置付けられた認定農業者等が次の条件整備等を行う場合に支援を行います。</p> <p>【事業メニュー・助成対象例】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 優良品目・品種への転換 (改植・高接) 2 新植 3 小規模基盤整備 (園内道の整備、傾斜の緩和、土壌改良等) 4 放任園地発生防止対策 5 用水・かん水設備の整備 6 高温対応資機材の導入 (遮光ネット、被覆資材、細霧冷房、その他) 7 特認事業 (防霜ファン・防風網の設置)
補 助 率	主要樹種の改植・新植、放任園地発生防止対策は国庫定額、小規模基盤整備、用水・かん水設備の整備、高温対応資機材の導入、特認事業は定率 (国 1 / 2 以内)
問 合 せ 先	園芸課 024-521-7357

(7) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (うち機械導入事業)

支 援 内 容	地域の畜産クラスター計画に基づき、中心的経営体 (畜産農家) 等が行う、生産コストの低減、畜産物等の高付加価値化、畜産物等の新規需要の創出及び飼料自給率の向上の取組に必要な機械 (リース方式・購入方式) の導入に対する補助を行います。
事 業 主 体	公益社団法人 中央畜産会

補助対象	畜産農家（認定農業者、認定新規就農者）、農業協同組合、農業協同組合連合会、公益社団法人、コントラクター（飼料生産組織）等
補助率	1／2以内
問合せ先	畜産課 024-521-7364

（８）地域産業6次化ステップアップ強化事業（売れる6次化商品実践事業）

支援内容	新商品を生産開始又は生産拡大するために必要な加工機械（一体的に使用する備品等を含む）等の整備について支援します。（建物及びその附帯施設設備は除く）
実施主体	農林漁業者等のうち法人格を有する者、認定農業者、認定新規就農者
補助率	1／2以内（補助額 75～300万円）
問合せ先	農林企画課 024-521-8041

（９）農地中間管理機構関連農地整備事業

支援内容	<p>農地中間管理機構を介して担い手が借り受けている農地もしくは農地中間管理機構が所有権を有する農地について、集積・集約化を促進させるため、区画整理、農業用排水施設、農道、暗渠排水などの基盤整備を支援します。</p> <p>【実施要件】</p> <p>○事業対象農地面積 10ha 以上（中山間地域で実施する場合または事業実施主体が市町村である場合は 5 ha 以上） （各団地：1 ha 以上（中山間地域は 0.5ha 以上）のまとまりある農地）</p> <p>○農地中間管理機構が借り入れている農地の農地中間管理権の期間、農業経営又は農作業の委託を受けている期間の合計が 15 年間以上の農地。</p> <p>○全ての事業対象農地が担い手に集積される体制が地域で構築され、その 8 割以上が事業完了後 5 年以内に担い手へ集団化（道路・畦畔等で接続したまとまりある農地）すること。</p> <p>○事業実施地域の収益性が事業完了後 5 年以内（果樹等は 10 年以内）に 20%以上向上すること。</p> <p>等</p>
事業主体	県、市町村
補助率	工事にかかる農家負担金は国が全額補助（事業実施にかかる土地改良区等の事務・運営費や、換地清算金は別途必要）

問 合 せ 先	農村基盤整備課 024-521-7410
---------	----------------------

(10) 基盤整備事業（国事業名：農地耕作条件改善事業）

支 援 内 容	<p>担い手への農地集積の加速化や高収益作物への転換を推進し、ニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善を実施する取組を支援します。</p> <p>【事業内容】 農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するため、地域の実情に即した土地基盤の整備等を実施します。</p> <p>【事業メニュー】 定率助成：農業用排水施設、区画拡大、暗渠排水、遊休農地解消、地形図作成 等 定額助成：区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設整備、排水口、土層改良、更新整備（用排水路等）畑作転換工、実施計画策定 等</p>
事 業 主 体	県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等
補 助 率	<p>定率 国 50%（6法指定地域は 55%）、県 14%（水田貯留機能向上型は 21%）</p> <p>定額</p>
問 合 せ 先	農村振興課 024-521-7416

(11) ふくしまのももブランド強化安定生産対策事業

支 援 内 容	<p>(1) ふくしまのもも担い手ステップアップ事業 共同防除組織等が行う薬剤防除の効率化のために必要な機械・設備の導入にかかる経費を支援する。</p> <p>(2) ふくしまのもも産地再生支援対策事業 ア 共同薬剤防除等の合意に基づき計画的に整備する防風設備等の導入のために必要な経費を支援する。 イ (ア)「あかつき」中心の品種構成改善を目的に、共同防除組織等が実施する改植・新植のために要する経費を支援する。 (イ) (ア) の実施に伴い発生する未収益期間の栽培管理に要する経費を支援する。</p>
事 業 主 体	市町村、農業協同組合、農業者が組織する団体 等
補 助 率	<p>(1) 1/2 以内</p> <p>(2) のア 5/6 以内（防風設備は上限 833 千円/10a） イ (ア) 定額</p>

	(イ) 定額 (220 千円/10 a 以内)
問 合 せ 先	園芸課 024-521-7357

(12) 風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業

支 援 内 容	<p>(1) 産地活動支援事業</p> <p>市場等からの信頼回復に向けた取組や風評払拭に向けた取組、創意工夫をこらした取組 (オンリーワンの取組)、新たな挑戦に係る取組を行うための果樹及び野菜の作付実証に係る経費、加工品の試作や求評会等のための活動経費、土壌分析費用等を支援する。</p> <p>(2) 生産体制強化支援事業</p> <p>市場等からの信頼回復に向けた取組や風評払拭に向けた取組、創意工夫をこらした取組 (オンリーワンの取組)、新たな挑戦に係る取組を行うために必要な果樹及び野菜の県育成品種の種苗導入や、施設等の資材購入及び機械のリース導入に係る経費等を支援する。</p>
事 業 主 体	市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等
補 助 率	(1) 定額 (2) 1 / 2 以内
問 合 せ 先	園芸課 024-521-7355

(13) 産地パワーアップ事業 (うち、園芸作物等の先導的取組支援 (果樹))

支 援 内 容	<p>果樹産地協議会が作成した果樹産地構造改革計画において、担い手として位置付けられた認定農業者等が次の条件整備等を行う場合に支援を行います。</p> <p>【事業メニュー・助成対象例】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 優良品目・品種への転換 (改植・高接) 2 新植 3 小規模基盤整備 (園内道の整備、傾斜の緩和、土壌改良等) 4 用水・かん水施設の整備 5 防霜ファン・防風網の設置
補 助 率	定率 (国 1 / 2 以内)
問 合 せ 先	園芸課 024-521-7357

(14) 園芸グローバル産地育成強化事業

支 援 内 容	(1) グローバル化実践支援事業 輸出相手国のニーズにマッチした品種、収穫時期、鮮度保持技術の実用レベルの実証や、重要病害対策等のコスト縮減の実証等に取り組む団体等を支援する。 (2) ふくしまブランド産地整備事業 輸出相手国の拡大と産地における輸出向け農産物の安定的な供給体制の整備（施設化、防除機導入、保冷库、乾燥機、省力技術導入等）に取り組む生産者等に対し、その導入費用の一部を支援する。
事 業 主 体	市町村、農業協同組合、農業法人、農業者が組織する団体等
補 助 率	(1) 定額 (2) 2 / 3 以内
問 合 せ 先	園芸課 024-521-7357

(15) ふくしま型農業DX推進事業（GPS活用によるスマート農業加速化推進事業）

支 援 内 容	GPS位置情報の補正情報をスマート農機に提供し、自動操舵システムによる作業誤差を±2～3cmのレベルとして、作業効率を大幅に改善する福島県高精度測位システム（RTK基地局）を運用するとともに、このシステムを活用したスマート農機を普及推進し、県内の土地利用型農業の生産力向上を図る。 【RTKシステムに対応するスマート農機の導入支援】 ・対象機器：自動操舵システム、 自動操舵機能付きトラクタ、 自律飛行機能付きドローン 等
事 業 主 体	農業者、農業法人等
補 助 率	2 / 3 以内、1 事業主体当たり上限 150 万円
問 合 せ 先	農業振興課 024-521-7339

(16) ふくしま型農業DX推進事業（多様な農業支援サービス事業者の活動支援事業）

支 援 内 容	(1) 広域的な農業支援サービスの提供に向けた機械の導入支援 サービスの提供範囲が広域的な事業者に対し、サービスの提供に必要となるスマート農業機械等の導入を支援する。 対象経費：スマート農機等の導入経費 (2) スマート農業で結ぶ地域農業の発展支援 スマート農業の導入により、地域の実情に応じた部分作業の
---------	--

	<p>受託や共同での活用など、広く地域の農業者がスマート農業の恩恵を享受し、産地を維持・発展させていくための取組に対して支援する。</p> <p>対象経費：ソフト スマート農業を活用する農業者組織等の活動経費 ハード スマート農機等の導入経費</p>
事業主体	<p>(1) 民間事業者等</p> <p>(2) 生産者で組織する任意組織、農業法人、JA関連会社</p>
補助率	<p>(1) 1/2以内（上限15,000千円、但しスマート農業機械の場合は30,000千円）</p> <p>(2) ソフトとハードの一体的な取組に対する経費 ソフト 定額（上限100万円）</p>
問合せ先	農業振興課 024-521-7339

(17) 花き輸出体制構築支援事業

支援内容	<p>県産花きの輸出を確実に進めていくため、輸出を目指す産地や、輸出事業者等と連携して実際に輸出に取り組む産地に対し、海外販路の拡大や輸出環境の整備など実践的な取組にかかる経費を支援します。</p> <p>1 海外販路拡大 海外でのPRイベント、海外百貨店等における出品や販売促進、海外輸出のための情報収集等に係る経費を補助します。</p> <p>2 輸出対象国（地域）が求める検疫や輸出事業者が求める品質等の条件への対応（証明書取得、輸送試験及び保存試験、専用の梱包資材の試作等）、戦略的かつ継続的な輸出の検討に係る研修会の開催等に係る経費を補助します。</p>
事業主体	市町村、農業協同組合、法人、営農集団 等
補助率	<p>1 3/4以内（上限額 1,500千円）</p> <p>2 定額（上限額 1,500千円）</p>
問合せ先	園芸課 024-521-7357

(18) 福島県畜産経営暑熱対策事業

支援内容	<p>飼料価格を始めとした生産資材の物価高騰が続いている中、暑熱期の気温上昇等に起因した畜産物の生産性低下により更なる畜産経営の圧迫を招いていることから、これらの状況の中でも安定した畜産経営ができるよう、送風装置、細霧装置、屋根塗装等暑熱対策</p>
------	---

	に係る経費を支援する。
事業主体	市町村、県内畜産団体
補助率	1 / 2 以内
問合せ先	畜産課 024-521-7365

(19) 酪農飼料価格高騰対策事業

支援内容	維持・発展可能な酪農経営への移行のため、牛群検定の普及・活用による所得向上を支援（検定に必要な機器導入経費支援・検定情報に基づく飼養管理改善経費支援）する。
事業主体	県内畜産団体
補助率	3 / 4 以内
問合せ先	畜産課 024-521-7365

(20) 大区画化等加速化支援事業

支援内容	生産性の向上を通じた農業の持続的発展及び食料安全保障の確保を図るため、法人等の農業者等が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援します。 【実施区域】 農用地区域のうち地域計画の策定区域のほか、原子力被災 12 市町村のうち実質化された人・農地プランの対象地域等 【実施要件】 農用地の区画拡大が行われること
事業主体	県、県土地改良事業団体連合会、市町村、農業者団体（土地改良区、農業協同組合等）、農業者等（事業実施区域内の農用地において耕作若しくは養畜の業務を営む農業者又は多面的機能支払交付金活動組織）
補助率	定額
問合せ先	農村振興課 024-521-7416

【4 経営の安定を図るための支援】

（1）経営所得安定対策（畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策））

支 援 内 容	畑作物の生産・販売を行う農業者に対して、品質区分に応じた単価で交付金を直接交付します。 【対象作物】麦・大豆・そば・なたね
対 象 者	認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件なし）
問 合 せ 先	水田畑作課 024-521-7369

（2）経営所得安定対策（収入減少影響緩和対策（ナラシ対策））

支 援 内 容	米、麦、大豆などの農産物を生産する農業の担い手に対し、農業収入の減少がその農業経営に及ぼす影響を緩和するため交付金を支払います。 【対象作物】米、麦、大豆 対象作物の当年産の販売収入の合計額が、最近5年のうち、最高・最低を除く3年の平均収入額より下がった場合に、その差額を9割の範囲内で補てんします。（補てん原資は農業者1：国3の割合で拠出。）
対 象 者	認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件なし）
問 合 せ 先	水田畑作課 024-521-7369

（3）収入保険

支 援 内 容	農業経営全体を対象としたセーフティネットとして、品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る保険制度であり、保険期間の収入が基準収入の9割水準を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補てん金が支払われます。
事 業 主 体	全国農業共済組合連合会（県内は福島県農業共済組合が担当する）
対 象 者	青色申告を行っている農業者（個人・法人） ※青色申告を5年間継続している農業者が基本であるが、青色申告（簡易な方式を含む）の実績が加入申請時に保険期間の前年1年分あれば加入可能。（補償限度額は申告実績が5年になるまで徐々に引き上げ）
問 合 せ 先	農業経済課 024-521-7349

(4) 果樹未収益期間支援事業

支 援 内 容	果樹を改植した場合に未収益期間に要する経費の一部を支援します。 1 助成額 22万円/10a (5.5万円×4年間) 2 対象 『果樹経営支援対策事業』※等により改植・新植を実施した園地 ※前記「3生産基盤・機械・施設整備の支援」の(6)の事業 3 下限面積 2a
問 合 せ 先	園芸課 024-521-7357

(5) 園芸産地における事業継続強化対策(強い農業づくり整備事業)

支 援 内 容	(1) 事業継続計画の検討及び策定、非常時協力体制の整備 事業継続計画策定、非常時協力体制整備に向けた検討会等の開催等を支援する。 (2) 事業継続計画の実践 ア 自力施工等の技能習得、災害復旧実証 ハウスの自力施工研修等の技能習得、自力施工体制活用等による災害復旧の取組実証を支援する。 イ 既存ハウスの補強等の被害防止対策 既存ハウスの補強、防風ネット・融雪装置の導入、共同利用非常用電源の導入等を支援する。
事 業 主 体	市町村、農業協同組合、地域農業再生協議会、農業者の組織する団体等
補 助 率	(1) 及び(2)ア：定額 (2)イ：1/2以内
問 合 せ 先	園芸課 024-521-7355

(6) 麦・大豆等需要拡大・生産向上事業

支 援 内 容	福島型食料安全保障の確立に向け、輸入依存度の高い麦・大豆等の安定供給を図るため、収量・品質向上に係る技術の導入や、農業者と加工業者の連携体制の強化を支援します。 (1) 需要拡大支援 県産麦・大豆等を使った加工業者と農業者等を結ぶ情報交換会の開催や試作加工品の開発を支援する。 (2) 持続生産可能な経営体の育成支援
---------	---

	<p>ア 地域ぐるみで麦の生産性向上を図ることを目的とし、施肥・防除体系の構築に係る指導・助言等の取組に対し支援する。</p> <p>イ 生産向上の取組等において、畑作物の生産技術導入に必要な機械等の導入を支援する。</p> <p>ウ 加工業者が求める麦・大豆・そばの生産量・品質を持続的に確保するための取組みについて支援する。</p> <p>エ 水田作の麦・大豆・そばで、前年より1 ha以上作付拡大した生産者に対し、拡大面積に応じて奨励金を交付する。</p>
事業主体	<p>(1) 農業者を含む組織及び団体</p> <p>(2) ア、イ、ウ 農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、市町村 等</p> <p>エ 地域農業再生協議会 等</p>
補助率	<p>(1) 1/2以内</p> <p>(2) ア 定額 2,000 円以内/10a</p> <p>イ 1/2以内</p> <p>ウ 定額 10,000 円以内/10 a (麦、大豆)、4,000 円以内/10a (そば)</p> <p>エ 定額 5,000 円以内/10 a</p>
問合せ先	水田畑作課 024-521-7369

(7) 果樹園地継承促進事業（うち地区推進事業）

支援内容	園地継承のためのルール作りや話し合い、継承を希望する樹園地のマップ作成に要する経費、新規果樹栽培者の技術取得のための研修園地の運営に要する経費及び新規栽培者確保のための広報活動・募集活動に要する経費等を支援します。
事業主体	果樹産地協議会
補助率	定額
問合せ先	園芸課 024-521-7357

(8) 有機無限大（∞）チャレンジ推進事業

支援内容	<p>有機無限大（∞）チャレンジ推進事業</p> <p>1 有機無限大（∞）チャレンジ支援事業</p> <p>(1) 「有機×○○」にチャレンジする担い手支援</p> <p>有機農業を軸とした多様な取組「有機×○○」にチャレンジするために必要な経費を補助する。</p> <p>○○想定：加工、食育、不耕起、菌活、福祉など</p>
------	--

	<p>2 有機無限大(∞)チャレンジ基盤づくり事業</p> <p>(1) 共同出荷を目指した組織ステップアップ支援 安定した販売や流通体制を構築できるよう、共同出荷の実証や物流ルートの確保等に必要な経費を支援する。</p> <p>(2) 連携体制の構築に向けた支援 将来的にオーガニックビレッジへ移行できるよう、地域として必要な体勢やコンセプトを整える「前段階の基盤整備」を支援する。</p>
事業主体	<p>1 (1) 農業者等</p> <p>2 (1) 農業者の組織する団体等</p> <p>2 (2) 農業者の組織する団体等、市町村等</p>
補助率	<p>1 (1) 定額、ただし機械導入は4/10以内 上限3,000千円以内</p> <p>2 (1) 定額、上限1,000千円以内</p> <p>2 (2) 定額、上限2,500千円以内</p>
問合せ先	環境保全農業課 024-521-7453

【5 税制支援】

(1) 農業経営基盤強化準備金制度

制 度 内 容	<p>経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画等に従って準備金として積み立てた場合、その積立金を個人は必要経費、法人は損金に算入することができます。</p> <p>また、5年以内に当該準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地や農業用機械等の固定資産を取得した場合には、取得価額を圧縮することができます、その圧縮額を帳簿上損金に算入することができます。</p> <p>なお、本特例措置の適用を受けるためには青色申告者である必要があります、青色申告を受けようとする年の3月15日までに「青色申告承認申請書」を最寄りの税務署に提出する必要があります。</p>
問 合 せ 先	農業担い手課 024-521-7381

(2) 東日本大震災の被災者等に係る印紙税法の特例

制 度 内 容	<p>融資機関が東日本大震災により被害を受けた方に対して、他の金銭の貸付けの条件に比し、特別に有利な条件で行う金銭貸付けに係る消費貸借に関する契約書（平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に作成されるもの）について、印紙税が非課税となります。</p>
問 合 せ 先	農業担い手課 024-521-7381

(3) 農地を取得又は譲渡した場合の税金の軽減措置

制 度 内 容	<p>農用地利用集積等促進計画により農用地区域内の農地等を取得した場合、一定の要件（認定農業者等）を満たす者は、登録免許税の税率が1%に軽減されます。不動産取得税の算定においても、課税標準（固定資産の価格）の1/3が控除される特例があります。</p> <p>また、農地を譲渡した場合、譲渡所得に係る所得税等の算定において、農用地利用集積等促進計画等により譲渡した場合には800万円、農業経営基盤強化促進法に基づく買入協議により農地中間管理機構に譲渡した場合は1,500万円、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の特例に基づき農地中間管理機構に譲渡した場合は2,000万円の特別控除があります。</p>
問 合 せ 先	農業担い手課 024-521-7396

(4) 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

制 度 内 容	<p>①相続税関係</p> <p>農業を営んでいた被相続人又は特定貸付け等を行っていた被相続人から相続人が農地等を相続や遺贈によって取得し、農業を営む場合又は特定貸付け等を行う場合には、本来の相続税額のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税については、一定の要件の下に納税が猶予されます。</p> <p>また、当該相続人が当該農地等の全部を農業後継者へ生前一括贈与した場合等に納税が免除されます。</p> <p>②贈与税関係</p> <p>農業を営んでいる人が、農業の用に供している農地の全部並びに採草放牧地及び準農地の一定部分（2／3以上）をその農業を引き継ぐ推定相続人の1人に贈与した場合には、その贈与を受けた人（受贈者）に課税される贈与税については、その贈与を受けた農地等について受贈者が農業を営んでいる限り、納税が猶予されます。</p> <p>また、一定の要件の下で納税が免除されます。</p> <p>※特定貸付け等とは、農地中間管理事業の推進に関する法律、都市農地の貸借の円滑化に関する法律又は特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律等の規定による一定の貸付け（農用地利用集積等促進計画等）をいいます。</p>
問 合 せ 先	農業担い手課 024-521-7396

【6 社会保障対策】

(1) 農業者年金保険料の助成

農業者年金の加入資格	<ul style="list-style-type: none">・年間60日以上農業に従事・国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く。）・65歳未満（60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）
支援内容	<p>39歳までに加入、農業所得が900万円以下、かつ下欄の要件を満たす者は、下欄の国庫補助を受けることができます。</p> <p>※国庫補助を受けている間の保険料は月額2万円であり、そこから国庫補助額を差し引いた金額が、本人負担額となります。</p> <p>※国庫補助を受けられる期間は最長20年間です（35歳以上の者に対する国庫補助は最長10年間です）。</p>
国庫補助額	<p>①認定農業者かつ青色申告者</p> <ul style="list-style-type: none">・35歳未満：月額1万円、35歳以上：月額6千円 <p>②認定新規就農者かつ青色申告者</p> <ul style="list-style-type: none">・35歳未満：月額1万円、35歳以上：月額6千円 <p>③①又は②の要件を満たしている者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属</p> <ul style="list-style-type: none">・35歳未満：月額1万円、35歳以上：月額6千円 <p>④認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に①の要件を満たすことを約束した者</p> <ul style="list-style-type: none">・35歳未満：月額6千円、35歳以上：月額4千円 <p>⑤①又は②の要件を満たしていない者の直系卑属であり、35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に①の要件を満たすことを約束した者</p> <ul style="list-style-type: none">・35歳未満：月額6千円
問合せ先	農業担い手課 024-521-7396